

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: right;">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">定 款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: right;">平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 <u>平成30年 月 日変更</u></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">定 款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(評議員会の構成) 第44条 (略) 2 (略) (新設)</p>	<p>(評議員会の構成) 第44条 (略) 2 (略) 3 <u>議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。</u></p>
<p>(評議員会の招集) 第46条 議長は事業年度において<u>四半期</u>ごとに1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 (略)</p>	<p>(評議員会の招集) 第46条 議長は事業年度において<u>半期</u>ごとに1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 (略)</p>
<p>(評議員の任期) 第49条 (略) 2 <u>評議員の再任は、原則として2回までとする。</u></p>	<p>(評議員の任期) 第49条 評議員の任期は、2年とする。 2 <u>評議員は、再任されることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(平成30年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u> <u>この定款は、平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>